

經濟論叢

第七十二卷 第一號

貿易金融と爲替問題	松井清	(1)
人間關係論をめぐる一考察	降旗武彦	(17)
絶對主義への道	角山榮	(37)
フォルボネとケネー	菱山泉	(55)
日本鐵鋼業の市場構造	中村忠一	(77)
實業同志會の結黨	市原亮平	(100)

[昭和二十八年七月]

京都大學經濟學會

絶對主義への道

——フオーテスキュー「イギリス統治論」序説——

角 山 榮

一 序 論

十四世紀初頭以降の中世後半を、「封建的衰退期」乃至「封建的危機の時代」として捉えようとする問題意識は、資本主義の危機という現代的問題意識の反映であるうと思われるが、ともかく最近とくに西歐學界の一般的傾向となつていふように思われる。しかしこゝで取上げんとする問題は、「封建的危機」それ自身ではなくて、このような危機の時代における政治の在り方は何であつたか、又危機克服の政治過程はいかなる政治形態を生み出すことになつたのか、というやうな危機時代の政治形態を問題にしたいと思う。

端的にいへば、封建的危機の時代は、封建戦争（内戦、外戦を含めて）を熾烈化せしめる時代である。元來イギリスは、一〇六六年ウィリアム一世が征服して以來、その君主權の強大なることが、他の封建諸國家に比べ、イギリス封建國家の著しい特徴となつていたのであるが、ジョンとヘンリー三世時代になると、國王の威嚴と勢力は失われ、それに對して大封建領主の勢力が強くなつた。それは十三世紀の領主經濟の繁榮によつて、國王の中央集權的權力が地に墮ち、從來の國王と領主との勢力の矛盾的均衡が崩れたためであらう。それはともかく、國王はこゝに

おいて王權確立のための新しい政策をとらざるをえない。例えば、ヘンリー三世末期の從來の Curia Regis に代る「議會」の出現。一二七五年の羊毛關稅の國家的制度の制定など。これらの制度の出現は、國王の財政收入にとつて劃期的な改革であり、國王の權力回復の一つの重要な政策であつた。しかし、封建時代はその支配する土地と人民こそ基本的な財産であつたから、國內における國王の地位の危機は、當然對外的領土擴大に向わざるをえない。即ち、對外戦争こそ危機に類した國王にとつて残された唯一の途であつた。そこでエドワード一世は、一二七七年ウエールズに對し、一二九四年にはスコットランドに對し戦争を始めるのである。そしてスコットランドから、更に大陸の領土にまで觸手がのびたとき、イギリス國王はフランスと戦争の状態に入る。これが一二三七年から始る百年戦争である。

このようなウエールズ、スコットランド更にはフランスとの戦争を通じて、新しい君主權の確立をめざした國王の意圖は、結論的ないゝ方をすれば、所謂「絕對主義」への第一段階であつた。³⁾とくにフランスとの戦争は、イギリス史上未曾有の、支配階級があげて支持した戦争であるといわれるように、エドワード三世の「絕對主義」のプランは、外ならぬ貴族階級（彼らと經濟的利害をともにする大特權的羊毛商人を含む）の基盤の上に企圖せられたものであつた。それによつて王權の回復をはかるとともに、一二三〇年時代から始まつた封建的領主經濟の危機をも救うという意味に在いて緒戦の成功がエドワードの企圖を成功せしめたかに見えたものの、その後半の治世においてもるくも崩壊挫折してしまわなければならなかつた所以のものも、まさに領主經濟の危機克服のための戦争が、却つて領主經濟の危機を深刻化せしめ、その崩壊を促進することとなり、戦況の悪化とともにいには大貴族間の勢力争いが激化したためである。また、封建的危機と農民層の分解の中から新しく富裕な農民が勃興しつゝあつたし、

他方都市においてもギルド制度の分解の中に、商人階級と生産者階級との對立、又商人階級の内部にも大商人と中小商人の對立、ロンドンの商人對地方都市の商人の對立など複雑な對立の交錯のうちに、總じて所謂中産階級が全國的に勃興しつゝあつたのであるが、エドワードの戰爭方式はつまるところ、彼らの犠牲の上にもくろまれたものであつた以上、當然彼らの反抗と抵抗とを招來したのであり、又そこにこそエドワードのプランを挫折せしめるに至つた根本的な原因があつたのである。一三七七年、エドワードのあとをついで、リチャード二世が僅か十才にして位についた。そして戰爭を有利に轉回すべく再び戰爭政策がとられるのであるが、それは國王のイニシアチヴの下に採用せられたのではなく、樞密院カウシユルを牛じつていた封建的貴族が起死回生の策として採用したものである。しかし今度の戰爭のための費用は、中産階級から更に下層の階級の犠牲においてまかなわんとした（ボルクツクス人頭税の賦課）ために、封建的軍壓にあえいでいた人民は下層のジェントリを先頭たち上り、かの一三八一年の未曾有の大農民一揆となつたのである。農民一揆が與えた社會經濟的影響については詳述する余白をもたないが、少くとも當面の對佛戰爭繼續政策に關する限り、一時的な轉機をもたらしたように思われる。

即ち、一三八五年頃から、成長したリチャード二世は貴族階級の反對に抗しつゝ國王の威嚴を弱め王國に貧困と無秩序とをもたらす戰爭の繼續に反對したのである。そして、エドワード三世末期から激しくなりつゝあつた貴族間の對立を利用し、剩えフランス國王や法王と和解同盟して、君主權の回復をはからんとしたのである。これによつて、「絶對主義への道」は第二の段階に入る。つまり、貴族階級を國王派と反國王派との二派にはつきり分裂させ、そして反國王派の貴族を、フランスや法王の勢力の援助をもえて集中攻撃を加えることによつて王權を確立せんとする方法である。戰爭をするしないの別はあるにしても、又國王に味方する一部の貴族との提携であつたとい

う相違はあつたにしても、貴族階級との提携の上に絶對主義が試みられたという点では、エドワードのプランと本質的には相違がなかつた。しかし、それが失敗に歸したとき、國王自身王位を篡奪されるという重大な結果をひきおこした。

かくして、一三九九年からランカスター王權の支配が始まるが、篡奪した王位は篡奪される危険にあつたため、政權は極めて不安定の状態にあつた。王權の衰微はその頂点に達し、大貴族の支配と彼ら相互の爭覇の時代となる。こゝでとられた國王の政策は、エドワード三世の戰爭方式のむしかえしである。しかし、それが大陸の戰場においても又内部的にも、内乱と下からの農民一揆（一四五〇年のジャック、ケイドの一揆）のために敗れたとき、新しいヨーク王權が成立した。

ヨーク王權が、ランカスター王權更にはそれ以前の王權と根本的に異なる所以は、その階級的基礎である。ランカスター王權は崩壊に傾した封建領主、とりわけウエールズや北部地方に大領地を有するその地方の大封建領主の利害を代表していたが、これに對して、ヨーク王權は、封建的危機の過程の中から成長してきた中産階級、とくに南東部の商業地帯、都市の住民、農民、及び下院に支持されて成立したのである。このことはエンゲルスもかの「ドイッ農民戰爭」の中でつとに指摘しているところであるが、エドワード四世の經濟政策が端的にその事實を表明している。最近のイギリス學界は、このような点を再認識して、イギリスの新しい君主制＝絶對王政がヨーク王權から始まるとし、ある意味ではむしろヘンリー七世の業績よりも高く評價せんとする傾向にある⁹⁾。だから、ヨーク王權の成立をもつて絶對主義成立の第三の、そして最後の段階と考えていゝであらう。

このような階級的基礎の上に、いかにして絶對王權を確立すべきかを政治の具体に即してその方向と方法とを

示したものが、外ならぬジョン・フォートスキューの「イギリス統治論」である。彼の説くところが、直接文だけエドワード四世によつて具体的に實現化せられたかについては充分な根據がないであるが、ヘンリー七世は明かにフォートスキューの影響をうけて、その方向に絶対主權の基礎をきずいた國王であつた⁹⁹。その意味においてもこの彼の著書は、イギリス絶対主義成立に關してもつとも重要な意義をもつものといわねばならない。では、彼が暗示した絶対主義への方策というのは具体的に何であつたか。それを知るまえに、彼の略歴とテキストについて一言せねばならない。

註(1) M. Dobb: *Studies in the Development of Capitalism*, 1946., H. Fagan and R. H. Hilton; *The English Rising of 1381*, 1950., A. R. Myers; *England in the Late Middle Ages*, 1952. (Penguin Books), E. Perroy: *Les Crises du xive Siècle*, (Annales, Avril-Juin, 1946), E. Power; *The Wool Trade in English Medieval History*, 1941., M. M. Postan; *Moyen Age*, IX^e Congrès International des Sciences Historiques, Paris, 28 août-8 septembre 1950, I. Rapports, Paris, 1950., J. C. Russel; *British Medieval Population*, 1948., R. H. Hilton; Y eut-il une crise générale de la féodalité. (Annales, Janvier-mars, 1951) etc.

(2) 拙稿「エドワード三世時代」(『西洋史學』第十三号)

(3) R. H. Hilton; *The English Rising of 1381*, 1950, p. 41

(4) A. R. Myers; *England in the Late Middle Ages*, 1952. pp. 15—16., A. Steel; *Richard II*, 1941.

(5) リチャード二世は對佛戰を休戦とし、彼自身第二の妻として、一三九六年佛王チャールス四世の娘イサベラ(當時七才)と結婚して和解を齎實にし、一三九八年には法王カノエイス九世と盟約を結んだ。

(6) エンゲルス「ドイツ農民戦争」、岩波文庫、一三五頁。

(7) Myers; op. cit., pp. 182—3

(6) *ibid.*, Part II, chap. I, H. Helen Cam: *England before Elizabeth*, 1950, p. 140 seq.

(9) フォーテスキューの著がヘンリー七世に與えた影響については「差」宮の Caroline A. J. Skeel: *The Influence of the Writings of Sir John Fortescue*, (T. R. H. S. 3rd series. x), J. R. Janner; *Tudor Constitutional Documents*, 1485—1603, 等を参照せよ。

二 フォーテスキューとその著「イギリス統治論」

のテキストについて。

フォートスキューの生涯に關しては、D. N. B. を参照されんことを希望するとして、ここでは主として「イギリス統治論」執筆に關する限りでの彼の動向をさぐつてみたい。一三九〇—一四〇〇年の間に生れ、一四七六年頃死んだとされるフォートスキューは、その四分の三世紀に亘る生涯の大半を、ランカスター王權のために、主として主任裁判官として又各種の委員會の委員として仕えた忠實な役人であつた。ランカスター、ヨークのバラ戦争が始まるや、法廷外の仕事が忙しくなつた。

一四六一年には彼は Towton の戦場に現われ、數ヶ月後には Ryton と Brancepeth においてエドワード四世と交戦したが、敗れてスコットランドに逃亡した。そしてヨーク家のエドワード四世が王位につく。ところでスコットランドにおいて彼は「自然法の性格」その他王位繼承問題に關するいろいろの論文を書いて、秘かにそして着々とランカスター王權の回復をはかつていたが、一四六三年エドワード四世は北方にこれを遠征したため、彼はマーガレット女王及び王子エドワードとともに海を渡つてフランダース及びフランスに亡命した。そのとき前國王ヘンリー六世は捕虜となつた。ヘンリー六世は晩年氣狂いであつたといわれ、國王の権力は事實上マーガレット女王の

手にあつたから、ランカスター派の望みは女王とその王子の中にあつた。大陸における亡命は一四七一年までつゞくが、その間、フォートスキューはかの有名な「イギリス法の讚美」をはじめ、王位復歸後のランカスター政府のために、その政治的地位とブログラムに關する「覺書」を執筆したり、又彼自身王子エドワードの教育に當つたりして、ランカスター政府に忠誠をつくしていた。一方ヨーク政府内部に一四六八、六九年、ウォーウィックの叛乱が起り、彼は敗れて同じくフランスに亡命してきたが、そこで彼はマーガレット女王のランカスター派と和解し提攜した。こうして一四七〇年の秋、ウォーウィックとランカスター一派はイギリスに侵入し、ロンドンに侵入したが、エドワード四世は抵抗しきれずネーデルランドに逃れた。ウォーウィックはヘンリー六世をロンドン塔から救い出して國王の復位が行われたが、ウォーウィックは事實上の國王であつた。こゝにおいて一四七一年春、フォートスキューは女王とその王子とともにイギリスに歸つてくることになるのであるが、彼らがイギリスに上陸した日は、不幸にも、ブルゲンディ公の援助をえて再びイギリスに侵入したエドワード四世が Barnet の戦いでウォーウィックを破り、彼が戦死した日であつた。それから一ヶ月後、フォートスキューは Tewkesbury の戦いで捕虜になり、王子エドワードは殺害せられた。やがてヘンリー六世も死に、こゝに全くランカスター派の望みは絶たれてしまつたと同時に、新しいヨーク王權が確立され、時代の轉回がはつきりと印されたのである。

いまや、フォートスキューは今日の言葉でいえば「戦争責任者」であり「戦争犯罪人」であつた。だから、征服者エドワード四世の仁慈をうける以外、忠誠なランカスター派のフォートスキューのまへには何も残されていなかった。そうして彼はゆるされて、國王の樞密院カウネルのメムバーとなり、やがて一四七三年には公權喪失の解除とその所領の回復が認められたのであるが、その代償として以前彼が書いた國王エドワードの王位に反對する論文の誤謬を認め

ねばならなかつた。又恐らくはこの頃書かれたであろうとされているのが、「イギリス統治論」別名「君主論」である。即ちこゝには、ランカスター時代の苦い経験の反省とそれを克服すべき道が示されているとともに、フランス亡命中にえた知識をもつて、フランスとイギリスの王制を比較制度的に取扱ひ、イギリス王制の讚美と自己反省を説いている点は、彼の晩年の大作として必ずしもエドワードにへつらつたものとみるべきではないであらう。ランカスター時代に彼がなさんとして果しえなかつたものをエドワードに捧げたのではないであらうか。そして時代の轉回、つまり封建的領主支配の崩壊と中産階級の未來を確信したものをこそ、彼の「イギリス統治論」ではなかつたであらうか。この点に關しては後程又ふれたいと思う。

ところで「イギリス統治論」のテキストについて一言したい。かの「イギリス法の讚美」は早くから印刷に附されて廣く知られていたが、「イギリス統治論」が最初にプリントされたのは一七一四年のことである。編者はフォートスキューの子孫のジョン・フォートスキュー・オランダである。因みにその第二版は一七一九年に出た。さて編者オランダによれば、彼はこの書原稿をオックスフォードのボドレイ文庫の中の Selden MSS. の中から見出した。そして他の三つの寫本とそれを校合してその寫しを作つた。その三つの寫本というのは、二つは同じボドレイ文庫の中の Archbishop Laud 及び Sir Kenelm Digby の MSS. 中にあつたものであり、他の一つはコットン文庫の中から見出したものである、といつてゐる。

それ以後十九世紀の終り頃になつて、グラムマーの編纂本が一八八五年に出た。オランダの編本がそのタイトルを「絶對王政と制限王政との差異」(The Difference between Absolute and Limited Monarchy) としてゐたの

に對し、ブラムマーの方は「イギリス統治論」(The Governance of England) となつてゐる。オーランド版はその初版本が神戸大學附屬圖書館に藏せられ、宮下孝吉教授と奥田秋夫氏の好意によつて閲覽の機會を與えられたが、ブラムマー版はいまだ残念ながらみる機會をもたない。しかし Yelverton MS. ではそのタイトルが "Sir John Fortescue on the Governance of England" となつてゐるので、恐らくこれからとつたものではないかと思ふ。このタイトルの方が本の内容からいへばより適切である。その他、ドイツ語の翻譯が W. Parow によつて出されているが、未見のため詳しいことは分らない。

このように、傑れたブラムマー版もまたず、その他數多い研究參考文献も殆ど參照できず、専らオーランドの古い版本を頼りにフーテスキューを論ずることは、不充分どころか兒戲にひとしいとの非難を受けるであらう。その非難を呉々も承知しながら、尙且こゝにその紹介と試論とを試みんとする所以のものは、吾國ではフーテスキューに關しては殆ど何も知られていないという、たゞそれだけの理由にもとづくといつてよい。況んや、それがイギリス絶對主義研究にとつて最重要文献たるにおいては、このような試論もあながち無益なことではないと私考するからである。

三 「イギリス統治論」における絶對主義への方策とその意義

彼は君主權確立のための方策を示す前提として、現状の分析から始めている。彼によればイギリスはフランスよりも優れた政治形態をもつてゐる。一言でいへば、イギリスは「政治的且王政國家」(Dominium Politicum et Regale) であるのに對し、フランスは「單なる王政國家」(Dominium Regale tantum) である。即ちイギリスの國

王は、議會で與えられる全國民の同意がなければ、法を作つたり變更したり、又租税を課することができない所謂「制限王政」であるのに對し、フランスでは、國王の恣意のまゝに法がつくられ、課税せられているところの「絶對王政」が行われている。もつともフランスといえども、以前は三部會の同意なくして租税その他の賦課を徴することがなかつたのであるが、イギリスとの戦争によつて國土防衛のために多大の資金をもつ必要が起つたとき、フランス國王は三部會の同意なしに一般人民に對して、敢て租税その他の賦課を徴することを決心した。しかし貴族に對しては謀叛を怖れて課税しなかつたのである。従つて一般人民に大きな負擔がかつたのであるが、彼らは不平をいつたが反亂を起すことはめつたになかつた。かくて國王はそれ以來毎年彼らに、彼らがもはや生活できない程に貧窮化し、破滅に頻するほどの賦課を課し、又それを増額したのであつた。かくてフランス絶對王政は成立した。

ところで、イギリスの「制限王政」がフランスの「絶對王政」よりも優れていることは、兩國の庶民の生活状態と國家状態を比べてみれば自ら明かであるとして彼は書いている。即ち「絶對王政」下のフランスでは、「人々はライ麥でできた褐色のパンで水を飲み、……着物は毛織物を着用せず、長上衣の下にズックでこしらえた frock と呼ばれる貧弱なコートを着るにすぎず……女子供は裸足で歩いている。彼らはそうするより外に生きることができないのである。」だから「彼らは戦うことができないほど、又王國を防衛できない程役に立たなくなり衰えてしまつた。彼らは武器をもたないし、又武器を買う金ももたない。……かくてフランス國王は彼の貴族以外に、王國を防衛することのできる彼の人民の軍隊をもたない」から、外國の傭兵に頼っているわけである。これに對して、「ありがたいことには、イギリスはよりよき法によつて治められ、従つて人々はそのような貧困にもないし、又その人

格も傷つけられていない。むしろ人々は裕福で、生計に必要なすべてを自然から與えられている。だから彼らは力強いし、王國の敵に對してよく抵抗し、彼らに害を加える他の王國を撃つことができるのである」と。⁸⁾

このようにイギリスの法と政治とがフランスよりもすぐれており、強力な人民の軍隊をもつていたにかゝらず、何故にイギリスは大陸の戰爭においてフランス軍隊に破れねばならなかったのか、と人あるいは反問するであろう。確かにフォードス・キニーはランカスターの全時代を通じて、大陸における一時的な輝かしい勝利にかゝわらず、最終的にカレー以外の領土をすべて失つた敗戦を眼の當りにみていたであらうし、「よりよき法によつて治められ、貧困でもなく、その人格も傷つけられていない」庶民が、反乱を起したかのジャック・ケイドの一揆をも、彼自身裁判官として苦い經驗をもつてゐる筈である。そのような經驗をもつてゐる彼にして、尙且「制限王政」の「絶對王政」より優れている点を強調する理由はどこにあるのであらうか。更にまた、このようなランカスター時代の不名譽と秩序の乱れを、彼は何にもとゞくものとして理解してゐたのであらうか。

それは、イギリスの君主が「貧困」^{ボツアテイ}であることに由來すると彼は考へるのである。國王の財政的貧困は負債を余儀なくせしめるが、負債によつて彼は一層貧しくなり、ついには王國で一番貧しい領主になるに到る。かくて國王の「貧困」はますます國王の地位を不利にし、貧困化し、國王の榮光を損い、國王の安全をおびやかすようになる。即ち、ついには「彼の臣下は、その財布が空つぽの君主に従うよりか、富裕で彼らの費用を支拂つてくれる領主に従ふことを欲するであらう」。更に「國王は貨幣をもたなければ、毎年四〇ポンドの収入の價値ある土地よりか、手もとに一〇〇ポンドをもたんとして、その所領を進んで手離さねばならなくなるであらう。その結果は、彼の收入の減少と彼の王國の人口の減少をもたらす」⁹⁾。ともかく、「貧困な君主のもとで榮えた王國は一つもない」と彼

は斷言している。

こゝにおいて國王の財政の建て直しと、富裕化をはかることこそ、彼の改革案の第一の中心課題でなければならぬ。それならば、「フランスの人民が、吾々が國王に對して二年間に支拂つてゐるものよりも多かつ多くのものを一年間に支拂つてゐる」ように、人民に對する課税を強化することが必要であるうか。いな。それは「國王が彼の王國を、彼の人民のためにではなく、單に彼自身の利益のために支配する暴君」の道である。確かに、「フランス國王の收入は吾が國王の收入よりもはるかに多いけれども、それは正しくえられたものでなく、従つてフランスの國力はそのために殆ど破壊せられんとしている」。「このことを考えれば、この國の君主の收入はそのような方法によつてなされるべきではないと考える」と。それでは、いかなる財政改革案を示そうというのであるか。

フォーテスキューによれば、國王の毎年の支出には、通常經費と特別經費とがある。通常經費はこれを避けることができないから、そのための支拂いに應ずる收入をもつ必要がある。ところで國王の通常經費とは、先ず家政のための費用、第二に國王の大官、宮廷、樞密院、庭園、その他召使いの俸給支拂いのための費用、第三には、邊境地方の維持のための費用、カレーの維持費、その他國王の城砦のためのそれである。海上の維持は、トン税ポンド税によつてまかなわれるからこゝには含まれない。他方、特別經費としては、使節派遣費。外國の使節の接待費。功勞ありし奉仕者に對する報償費。王宮のための設備。寶石や食器類ストックのための費用。裁判官の特別の委員會のための費用。治安と正義の維持のためのそれ。國王の巡幸費。不測の侵略を要撃するための費用などがあげられる。¹⁰⁾

ところで、「國王が彼の通常經費のために割當てられるべき充分な收入をもつてゐることは疑いない」が、もし

國王がそのための充分な収入をもっていないならば、國民は國王の身分と威光に必要な全ゆる事柄において、國王を支援しなければならぬ。しかし、國王は單に主權者であるばかりでなく、公僕——「神の召使いの召使い」である。この意味において、國王の特別經費が重要な意味をもつ。こゝにおいてもフォートスキューは、國王は自身身の収入で生活しなければならぬという原則を貫く。だから、「國王はその特別經費のために、彼の最大の貴族の二倍以上の収入をもつべきである」という。何故なら、もし國王がそれだけの収入をもたないときは、大貴族は何ら國王の如き通常の又特別の支出をもたないから、彼は國王よりもより多く消費することができし、従つて彼はますます勢力を増大してゆく。臣下にして國王の二倍の勢力をもつようになれば、ついには彼は叛乱を起す。すると、人民は彼らに多くの報酬をくれるところの彼の大貴族に従つてゆくであらうからである。

では、問題はどうかすれば、國王に必要なそれだけの収入がえられるかということである。かつてイギリス國王は、王國の五分の一の土地をもつていた。しかし、それらは沒收された所領の貴族への返還によつて、又世襲財産とかその他國王が合理的であると考へた名目のもとに、あるいは、國王の奉仕者に對する贈與によつて、又國王の兄弟や息子たちのための予備、その他執拗な請願者へのグラントによつて、國王の土地は減少の一端を辿つてきた。それはエドワード三世以來ランカスター時代を通じていちじるしい現象であつたのであるが、こゝにこそ國王の収入の減少、威嚴の失墜、大貴族の跋扈の原因があるとフォートスキューは考へるのである。だから、國王が貴族たちに余りにもしばしば手離さねばならなかつた國王所有の土地讓渡のグラントのすべてを取消して、土地を回收する必要がある。しかも將來再びそれらの土地を手離さなくてもよいように、恩賞には貨幣や役職や一代限りの報償——つまり彼が死ねば直ちに國王に返還されるような——でもつてむくいるべきであらう、と主張するのである。

しかしこれは一大事業である。單に國王一人の力ではできないところで、「議會」と「庶民」と「樞密院」との協力のもとにはじめて達成される事柄である。即ち、「議會の法によつて一般的な土地回收が決定される」と同時に、「同じ議會において、そのための臨時直接税^{サレンデ}が國王に承認され」、それでもつて「國王は樞密院^{カウンシル}の忠言にもとずいて、報償に値する人にむくいる」ということになるわけである。¹⁵⁾ところが、樞密院に問題がある。從來あるいは今日みるが如き、「國王の仕事のためよりか自分自身の利益のために専心しがちな大貴族から構成されている」樞密院によつては、このような國王の改革事業は達成されない。だから一般的な土地回收が行われるまえに、「名譽ある樞密院」の確立が必要であるとのべているが、このような彼の王權確立の方途は、さきの財政改革案と並んで第二の重要な課題となつてゐる。

フォータスキューの王室財政改革案は、要するに國王の財産を増加させることによつて、同時に貴族の物質的勢力を弱める方策であつた(因みに、エドワード三世の戰爭方式による絕對主義への道は、國王の財産を増加させる方法が同時に又貴族の勢力をも強化せしめる道であつた)が、樞密院の改革案は、封建貴族の政治的勢力を抑壓する直接的手段とみなされるべきであろう。いづれにしても、彼は王權の確立＝絕對主義への道を封建的貴族の弱体化の方策のなかに見出していることは確かである。それでは、封建的貴族に代つて絕對王權を支え、國王の樞機に參與するともに行政司法の主体となる階層を彼はどこに見出してゐたのであろうか。確かに、新しい王權を支えるものとして彼は「庶民層^{コモンズ}」を考へてゐたことは先にものべたところである。「庶民層^{コモンズ}」が王權の基盤であるといつても、彼らが直ちに王權の財政的、物質的負擔者であるというのではない。それどころかむしろ、戰時の特別の場合を除き彼らに何ら課税することなく、國王は自分自身の収入で生活してゆくこと、いゝかえれば、「庶民層」を富裕ならしめ

ることが同時に王權の基礎を確固ならしめるという意味において、彼らが絶對王權の基盤であるといふのである。⁽¹⁶⁾ しかば、樞密院カウシユルの改革案の中においても、彼らは封建的貴族にとつて代るべきものとして考えられていたかどうか。この点に吾々の關心が集められるのである。

ところで、樞密院が改革されねばならなかつた理由は、フォートスキュームのべているように、樞密院が大封建貴族によつて掌握せられ、本來の國王の仕事のためよりか彼ら自身の利益のみがとかく追求されがちであつたためである。そもそも、ノルマン征服以來國王の樞密院がいかなる過程をへて Curia Regis から分化發展してきたかということは問はずにおくとして、その眞の歴史はヘンリー三世の幼少時代からであるといわれる。しかしそれが大貴族によつて掌握されて彼らの權力機關となるのは、リチャード二世の幼少時代からである。そしてランカスター時代とくにヘンリー六世の幼少時代には、彼らは万能となり「貴族的樞密院」^{アリストクラチック・カウシユル}の黄金時代を現出する。彼らは莫大な俸給を貪つたばかりか、更に莫大な賜物や賄賂を集中した。かうして、行政上の仕事のための恒常的な會議の外に、請願を受理し、訴訟を聽取するための補弼的な定期的會議をもつていた樞密院は、國王への進言、その決裁の施行、國王の司法的・上告的權力の分前に與るなど、その機能は實際規定することができない程廣大なものとなつた。⁽¹⁷⁾ このような樞密院の貴族の專制的支配に對し、議會が何らの反抗を示さなかつたと思えない。事實、ヘンリー六世時代には一時議會は、樞密院のメンバーの指名權を獲得し、それが近代の内閣制度の起源になつたといわれるようなエピソードもあつたが、一四三七年以後は再びその指名權も全く國王の手にかえることとなり、それからこの狀態を救うための努力がなされたが、何らの効果もないまゝにヨーク王朝の時代を迎えたのである。⁽¹⁸⁾ そしていまフォートスキューは、王權をこれらの貴族的支配から解放し確立するために、樞密院の改革を提

唱せんとするのである。

そこで先ず彼が第一に、王國の全ゆる部門に見出されるもつとも賢明にして、もつとも好意的な人物のなかから、世俗界及び精神界から各十二人の顧問官を選ぶこと、そして彼らは國王を輔佐することを宣誓すること、とくに國王以外のいかなるものからも心附や衣服や報酬を貰つてはならないことを擧げてゐることは、以上のべた歴史的事情を顧るとき極めて當然のことといふべきであらう。「これら二十四人の人々は彼らに何か欠点が見出されるに非ざれば、あるいは國王が彼らの多數の忠告によつて彼らの誰かを變えようと欲するに非ざれば、その職を奪われることのない恒久的な顧問官である」。そしてこれら二十四人のものに加えるに、毎年國王によつて、四人の宗教領袖と四人の世俗的領袖とが一年の任期で選ばれるべきことをのべて、貴族の領主の勢力を抑制しつゝ、その妥協的處置が考慮せられてゐるのであるが、主任顧問官は二十四人の中から國王によつて任命せられるべきであるとする。「二十四人の顧問官の俸給は國王にとつて一應新しい大きな負擔に思われるかもしれないが、過去において國王の顧問官であつた大貴族領主や他の人々が、樞密院への出席のために莫大な俸給を食つていたかを考えれば、二十四人の俸給は決して國王にとつて大きな費用ではないように思われる」。とはいへ「フォースキュー」はできる限り彼らの俸給の節約をはかることを考へてゐるのであつて、それでも「もしその俸給が國王にとつて大きな負擔であると思はれるようならば、顧問官の數を減少しても差支えない」といふ¹⁹⁾。

樞密院は國家政策の全ゆる問題、例えば金銀の流出入の管理、物價の決定、海軍の維持、法の修正、議會の仕事のための準備などに參画するが、フォースキューは選ばれたる賢明な顧問官の政策に多大の期待を寄せてゐるのである。勿論、彼らが望むときには、大臣、出納官、國庫尙書は會議に加わることができるし、又必要あらば、

裁判官、出納職イヌチエツカーの男爵や記録官の如き貴族も亦加わることができ、ともかく彼は「貴族的樞密院」によつて

ではなく、「賢者の樞密院」による國王の大權の確立こそが名譽と榮光への道であり、且王國繁榮の道であるとする。²⁰⁾そして將來の王權の衰微を防ぐ方法として、一たん回收集中した土地は再び讓渡できないようにすべきあり、功勞者に賜物として手離さねばならない場合、數ヶ年の期間にわたる承認グラントは樞密院の同意の下に與えられるべきであり、終身の賜領やより大なる賜物は議會の同意にもとずいてのみなされるべきであるとする。²¹⁾

以上のべたところが、「イギリス統治論」のあらましの内容である。ところでこゝに掲げられたフォートスキューの改革案は、「樞密顧問官の選任とその數の正確な規定を除けば、ヘンリー四・五世時代に原理上又實際上採用されなかつたものは何もない」とスタブスのべているように、決して目新しい、獨創的なものでなかつたことは確かであろう。けれども問題は、改革案の内容やその獨創性にあるのではなく、それが實際に實現されるかどうかという点にある。例えば國王の土地回收の案も、屢々もち出されてヘンリー四世によつて原則的に認められたのであつたが、ヘンリー六世時代には全く實行されなかつたように。何故にそれが實行されなかつたのか、という反省の上にフォートスキューの財政改革案並びに樞密院改革の提唱がなされているのであつて、單に表面的な觀察によつて彼の「イギリス統治論」をスタブスの如く簡單に過少評價してしまふことは正しくないと考え。即ち彼の改革案の基礎には、ランカスター支配の没落とヨーク王權の確立によつて示されるが如き社會構造の變化、いゝかえれば、封建的領主支配の後退と「庶民層」^{コモンズ}の擡頭という決定的な歴史的社會的變化に對する確信があつた。だからその改革案の内容が、例えばランカスター政權によつて企圖されたところと皮相的には同じに見えても、「庶民層」との提携の上に立つヨーク政權にして始めてその實現が可能であると考えたのである。それは樞密顧問官の選任に

關する彼の獨創的な改革案の中にも、もつともよく示されているように思われる。即ち「王國の全ゆる部門に見出されるもつとも賢明にして、もつとも好意的な人物の中から二十四人の顧問官を選ぶこと」を提唱しているが、勿論その中には當然大封建貴族も含まれるには違いないけれども、彼らによつてのみ構成される樞密院が過去においていかに大きな弊害をもたらしたかの反省の上に立つてゐるフォーテスキューの立場を考えれば、廣く庶民層の中から有能有才の人物を選ぶべきことを提唱していることは明かである。たゞこの場合、「庶民層」というのは具体的にどのような階層であつたのか、少くとも彼においてはどのようなものとして理解せられていたのか、ということとは検討しておかねばならないだろう。

ところで、この時代の社會的身分構成に關しては斷片的な資料はあるが、纏つた記述としては、ほゞ一世紀後のトーマス・スミス及びハリソンのそれに求むべきであらう。それによつて推察しても余り大きな誤りを侵さないであらうと信じるので、スミスとハリソンの記述を念頭におきつゝ推察するに、「庶民層」は議會の「下院」を構成するものとして、公侯伯子男の「上院」を構成する大封建貴族に對して、ナイト、スクワイア、ジェントルマン、都市の上層の市民の各階層から成るものとせられてゐる。尙、議會の選舉權をもつ年收四〇^{シリング}志のヨーマンも廣い意味でこの中に含めても差支えないであらう。しかし、フォーテスキューの場合には、スミスが「第四の種類の人々」と呼んだ農業勞働者や手工業者も含まれてゐたと思われるふしもあるが、彼が樞密院²⁵⁾の顧問官に推薦する有能有才の人物は、ナイト、スクワイア、ジェントルマン、都市の上層の市民からであつたに違いない。事實エドワード四世は王權を回復するにつれて、ナイト、スクワイア、法律の専門家、學者^{クラリ}を多く利用し、大貴族は余り利用しなかつたといわれ、それがウオーウィツタの反亂の口實になつた事狀を考えれば、このような所謂²⁶⁾ジェントリ層こ

を新しい王權の基礎と解せられていたように思われる。フォートスキューは地方政府の改革については何もふれていないが、それは恐らく中央政府の改革と中央における王權の確立が焦眉の問題であつて、それが解決しさえすれば地方における貴族的勢力も亦自ら排除されうと考へたためであらう。地方政府の改革が、ヨーク政府からチュードル政府にもちこされた事實が間接的にそのことを物語つてゐる。因みに、チュードル地方政府のバックボーンとなるかの治安判事も、農村における毛織物工業の組織者にして、農業資本主義の推進者であつたジェントリ及びヨーマンに外ならない。²⁹⁾ このように庶民層とくにジェントリとの提携の上に王權確立を説いたフォートスキューの主張は、現に行われつゝあつたエドワードの政策に理論的根據を與えるものであつたとともに、將來の王政の向うべき方向を示したものであつたといえるであらう。そしてそれが政治的には、封建的權力の國王への集中化の方策であつたという意味において、又それがヨーク及びチュードル王權によつて實現せられた意味において、所謂絶対主義への直接的コースであつた。こゝにこそ彼の「イギリス統治論」がもつ重要性があると私考する。

註(1) J. Fortescue: *The Difference between Absolute and Limited Monarchy*, ed. Fortescue-Aland, 1714, C. I.

(2) (3) C. II. (4) (5) C. V. (6) (7) C. IV. (8) C. VI. (9) C. VII.

(10) (11) C. IX. (12) (13) C. XI. (14) C. XIV.

(16) 彼はいう、「一撥の主な原因は人民が貧しいためである」。「國王にとつての最大の安全と名譽は、彼の王國がその所領に
おいて富裕であることである」と。C. XII. XIII.

17 cf. Joliffe; *The Constitutional History of Medieval England*, 2nd ed. 1948. p. 455seq.. A. R. Myers; op. cit., pp. 117—18.

18 cf. Dict. of Engl. Hist. Article "Council"

19 20 C. XV. 21 C. XIX.

22 Stubbs; *Constitutional Hist. of England*. Vol. III. p. 252

23 Thomas Smith (ed. Alston); *De Republica Anglorum*. (1565. published in 1583). Book I. CC. 16—24

24 Withington ed.; *Elizabethan England, From a Description of England*, written in 1577. by W. Harrison, 1886. C. I.

25 Fortescue, C. XII.

26 A. R. Myers; op. cit., p. 119.

27 ibid., p. 121 seq., p. 147.

28 R. H. Hilton; *The English Rising of 1381*, 1950, chap. 12., A. L. Rowse; *The England of Elizabeth*, 1950, chap.

VIII. 尚' 拙稿「シェントリ論」(本誌第六九卷五・六号)参照。

29 商人階級との提携については、フォータスキエーがとくに提言している箇所は見當らないのであるが、大商人の多くはタイ
トに叙せられることが多かった事情を考えれば、シェントリの中にこれら商人層が含まれていたとらうして差支えないであら
う。尚' cf. Myers; op. cit., p. 147., S. L. Thrupp: *The Merchant Class of medieval London. 1300—1500*, 1948,

Chap. VI. VII